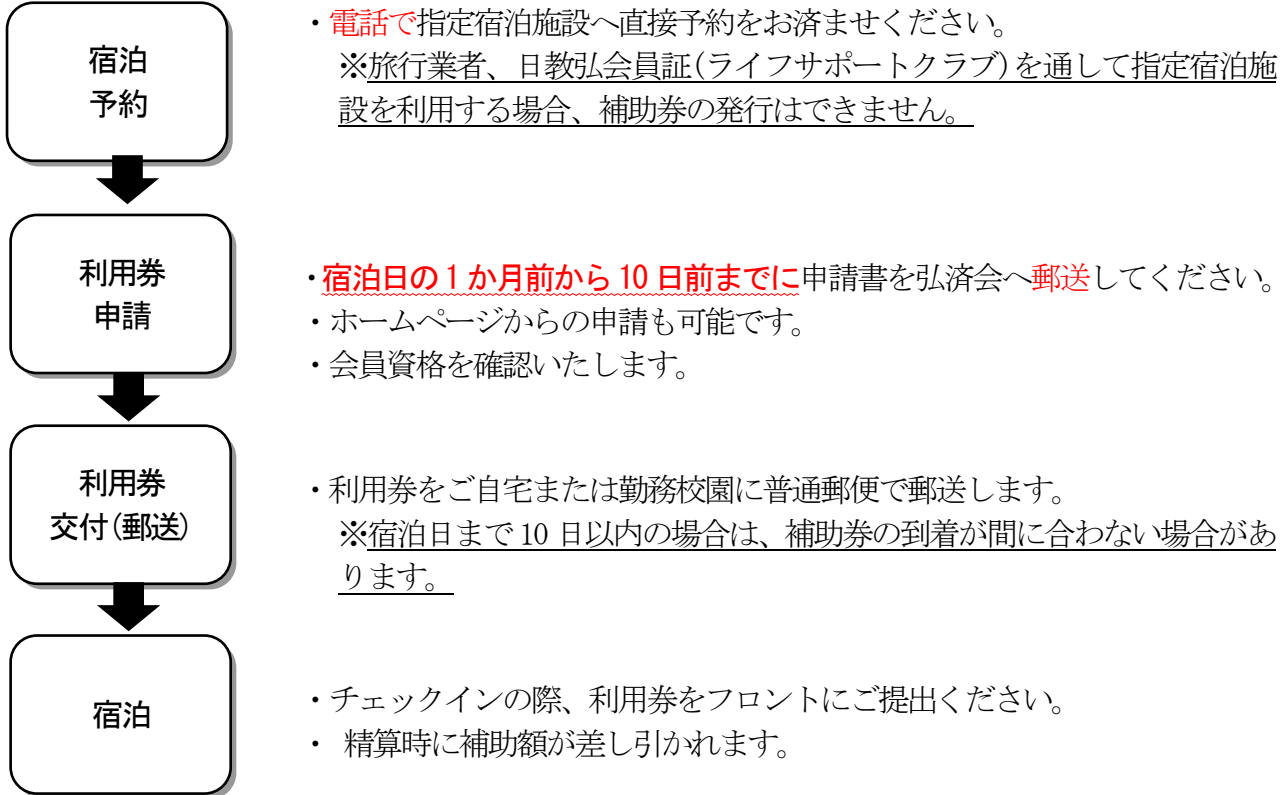


2021 年度「指定宿泊施設利用補助」実施要項

(1) ご利用方法



(2) 補助額

1泊につき4,000円(年度内3泊まで 連泊可)

(3) 対象者

会員本人及び同行する同居の家族2名まで。

(4) 補助の資格

日教弘会員のうち次のいずれかの保険にご加入(加入契約日以降効力発生)いただいている本人が大阪支部又は日教弘の指定宿泊施設に宿泊される場合。

- ユース教弘保険
- 新教弘保険 (A型・B型・K型・S型)
- 教弘保険(第1種から第4種)

資格外の例

- **教弘グループ保険、付属保険【新教弘医療保険α、新教弘介護保障付終身保険、新教弘米国ドル建個人年金保険などを含む】のみご加入の方。**

(5) ご利用いただけない場合

- ①旅行者又は日教弘会員証(ライフサポートクラブ)のサービスとの併用の場合。

- ②宿泊補助券に記載の「宿泊施設」「宿泊日」「利用者」以外で使用する場合。
- ③ご本人以外の方がご利用になった場合。
- ④チェックイン時に宿泊補助券を提出されなかった場合。
- ⑤インターネット上で予約申し込みをされた場合。

(6) ご注意いただくこと

- (1) 宿泊後の利用券発行はできません。
- (2) 利用券発行後、宿泊のキャンセル等で利用券をご利用されなかった場合は必ず利用券を返却してください。返却いただけないと利用回数の取り消しができません。
※本人並びに家族の分を含めて申請された場合は、全ての人がキャンセルされた場合のみお取り消しさせていただきます。部分的なキャンセルはできません。
- (3) 指定宿泊施設は不定期で変更される場合があります。宿泊予約の前に、最新の指定宿泊施設情報を当会のホームページでご確認ください。
- (4) 大阪府教職員互助組合及び大阪市職員互助組合と併用できる施設があります。各施設へ直接お問い合わせください。

(7) 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公益財団法人日本教育公務員弘済会大阪支部（以下、当会という。）は、適正に取得した個人情報を当会の目的事業（教育振興事業、福祉事業、共済事業）の運営のために利用します。
- (2) 当会の個人情報の取り扱いについては、当会ホームページ（<http://www.kyoukou.or.jp>）をご覧ください。

※「エクシブホテル」は、2021年4月1日より利用を中止しました。